

所管部課	市民環境部課税課		部長	田村 美砂	
件名	東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>国において市民の負担軽減、利便性の向上の観点から、押印欄を削除する地方税法施行規則の改正を受け、規則で定める様式について必要な改正を行う。</p> <p>(1) 改正する様式</p> <p>① 原動機付自転車及び小型特殊自動車標識交付証明書（第58号様式） 地方税法施行規則の改正により押印欄が削除されたことを受け、「印鑑」の文字を削る。</p> <p>② 原動機付自転車及び小型特殊自動車標識再交付申請書（第59号様式） 地方税法施行規則で規定する「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）」において「㊟」が削除されたことを受け、標識交付申請書と同様に再交付の申請書に関し、「㊟」の文字を削る。</p> <p>(2) 施行日 公布の日。 ただし改正前の用紙が現存する場合は、所要の修正を加え使用することができる規定を整備した。</p> <p>(3) 影響および効果</p> <p>① 法令の改正趣旨に則った適正な事務の執行を図ることができる。</p> <p>② 市民の利便性向上を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。